

公 示 日 : 2025 年 2 月 19 日 (水)

調達管理番号 : 24a01014

国 名 : インドネシア

担 当 部 署 : 地球環境部防災グループ防災第二チーム

調 達 件 名 : インドネシア国総合防災政策アドバイザー業務

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 総合防災政策アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 4 月上旬から 2027 年 6 月上旬
- (2) 業務人月 : 6.63 人月
- (3) 業務日数 :
 - ① 現地業務 計 154 日 (以下の渡航回数、日数は JICA 想定。渡航回数 11 回以内、かつ現地業務日数 154 日以内で調整可能。)
 - ・ 第 1 次現地業務 14 日
 - ・ 第 2 次現地業務 14 日
 - ・ 第 3 次現地業務 14 日
 - ・ 第 4 次現地業務 14 日
 - ・ 第 5 次現地業務 14 日
 - ・ 第 6 次現地業務 14 日
 - ・ 第 7 次現地業務 14 日
 - ・ 第 8 次現地業務 14 日
 - ・ 第 9 次現地業務 14 日
 - ・ 第 10 次現地業務 14 日

- ・ 第 11 次現地業務 14 日

② 準備・整理業務 計 30 日

※本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 17% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 17% を限度とする。
- 3) 第 3 回 (契約締結後 25 ヶ月以降) : 契約金額の 6% を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025 年度 (2026 年 2 月頃)
- 2) 2026 年度 (2027 年 2 月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2025 年 3 月 5 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照
ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前
までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 3 月 14 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定しま
す。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	防災政策、防災行政に係る各種業務
対象国及び類似地域	インドネシア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という。）は太平洋プレート、ユーラシアプレート、オーストラリアプレート、フィリピン海プレートの境界上にあり、100 を超える火山を持つことから、地理的、地形的に地震や津波、火山噴火といった自然災害が発生しやすい国である。2004 年 12 月のインド洋沖地震津波や 2006 年 5 月のジャワ島中部地震、2010 年 10 月のメラピ火山の噴火、2021 年 12 月のスメル火山の噴火など、大規模な地震火山活動が頻繁に発生しているのに加え、洪水も首都ジャカルタをはじめとして全国で恒常的に発生している。災害による経済被害は毎年 100 万米ドル以上とされる。

こうした中でインドネシア政府は、2007 年に防災法を制定し、2008 年には国家防災庁（以下、「BNPB」という。）を設立した。JICA は 2007 年 3 月から 2009 年 3 月まで実施した「自然災害管理計画調査」における国家防災計画のドラフトやパイロットサイトにおける地方防災計画策定の支援にはじまり、「国家防災庁及び地方防災局の災害対応能力強化プロジェクト（2011- 2015 年）」、「災害情報の利活用の改善を通じた防災能力向上プロジェクト（2023 年-2026 年）」の実施を通じて、BNPB の政策立案や災害対応等に係る能力強化を継続的に支援してきた。また、2010 年からは継続的に「総合防災政策アドバイザー」を派遣しており（直近は 2022 年 2 月から 2025 年 3 月まで派遣）、これまで関連省庁や地方自治体が実施する防災事業へ適切に予算配分がなされることを目的にリスク分析・評価および被害想定に基づいた防災事業への予算配分に関する助言等の協力を行ってきた。その結果、インドネシアにおける災害対応能力は年々向上している。

BNPB は防災体制整備や災害情報・警報の発令、国民への迅速な避難指示等において主体的な役割を果たすものとされ、JICA や他の援助機関の支援もあつ

て、防災関連の法・制度整備やそれらを策定するためのガイドライン作成等がなされてきている。2020年にBNPBは国家開発企画庁(BAPPENAS)と共同で2044年までの長期防災マスタープラン(以下、「RIPB2020-2044」という。)およびそれに紐づく、国家中期計画(以下、「Renas PB」)を発行した。今後、RIPB2020-2044に基づき、関連省庁や地方自治体が、防災計画の策定とその実施を進めていくステージにある。今後さらに、BNPBは関連省庁や地方自治体が所有する災害リスク情報および、防災計画とそれに基づく災害リスク削減事業の実施状況について、適切に把握した上で、関係省庁や地方自治体との調整を行い防災関連事業の促進を行っていく必要がある。BNPBが適切に防災事業を促進し防災計画にあげられている活動や成果目標を達成していくために、防災分野における日本の知見・経験を踏まえた助言が求められている。さらに、BNPBが関係省庁や地方自治体の防災関連計画の実施促進等を行っていくためには、関係省庁間、地方自治体、ドナー等との連携や調整力強化が必要でありこの点についても日本の専門家による協力が期待されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、専門家業務の主旨・目的・制度及び手続き等を十分に把握の上、BNPBをカウンターパート(以下「C/P」)機関とし、現在のインドネシアにおける防災分野の課題、防災関連事業、防災関連計画の情報を収集、整理、分析し、RIPB2020-2044、Renas PBの実施にかかる助言を行うとともに、BNPBの重要な役割である関連省庁における防災事業の把握、実施促進、調整に関する支援を行う。さらに、インドネシア国内で実施中の防災分野のJICAプロジェクトや長期専門家、他ドナーと連携し、インドネシア国内における関連省庁間の連携強化に寄与することが期待される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備・整理業務

① 第1次現地業務前(2025年4月上旬~2025年4月中旬)

- (ア) インドネシアにおける省庁および地方自治体の防災関連計画、政策文書、既存の関連するJICA防災事業の報告書、他ドナー等による関連する防災事業の報告書等を参照し、インドネシアにおける防災関連計画およびそれら計画に紐づく事業の現状と課題を把握・分析する
- (イ) JICA地球環境部、インドネシア事務所と連絡・調整の上、現地にお

ける業務内容を整理する

② 各次現地業務の間

(ア) 現地業務結果を JICA 地球環境部に報告すると共に、次期派遣期間の業務計画について協議を行う。

(イ) 現地ローカルスタッフおよび C/P 機関の現地業務についてフォローを行う。

③ 第 11 次現地業務終了後（2027 年 4 月下旬～2027 年 6 月上旬）

(ア) 現地業務結果を JICA 地球環境部に報告し、専門家業務完了報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

(2) 第 1 次現地業務（2025 年 4 月中旬～2025 年 4 月下旬）

① 現地業務開始時に、準備業務で JICA 地球環境部およびインドネシア事務所と整理した業務内容を踏まえ、案件終了時までの長期的な業務計画等について C/P 機関と協議を行う。協議をもとに案件終了までの全体業務計画書（英文・和文）を作成し、C/P 機関、JICA 地球環境部、インドネシア事務所に提出し、報告する。

② 以下、【主に想定される業務】の内容を推進する。

③ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/P 機関、インドネシア事務所に提出し、報告する。

(3) 第 2 次現地業務～第 10 次現地業務

① 第 1 次現地業務時に作成した全体業務計画をもとに半年に 1 度 C/P と進捗の確認および長期的に計画の修正や変更が必要ないか見直しを行い必要に応じて全体業務計画書の更新を行い、C/P 機関、JICA 地球環境部、インドネシア事務所に報告する。

② 以下、【主に想定される業務】の内容を推進する。

③ 各現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/P 機関、インドネシア事務所に提出し、報告する。

【主に想定される業務】

■ 情報収集・整理

- インドネシアの災害関連情報（法制度、組織、近年の災害）
- インドネシア政府による防災に係る取り組み

- 日本や他ドナー等によるインドネシアでの防災に係る取り組み
- インドネシアにおける防災関連計画に関する BNPB への助言
 - RIPB2020-2044 のレビュー、実施促進に係る助言・指導
 - Renas PB のレビュー、実施促進に係る助言・指導
 - 地方防災計画、関連省庁における防災関連計画の実施促進に係る助言・指導
 - インドネシアにおける事前防災投資の拡大に向けた助言・指導（防災計画およびそれに基づく防災事業による防災投資効果の評価や各種計画への反映等）
- 連携促進
 - BNPB と関連省庁、地方自治体との連携・調整力強化に向けた助言
 - BNPB と防災に関連する JICA 長期専門家や JICA 事業等との連携強化
- その他防災・復興に関する BNPB 等への助言・提言
 - 災害が発生した場合の「より良い復興」の実施に向けた助言・指導
 - 日本の防災政策や取り組みに関する情報提供
 - インドネシアの防災分野における今後の能力強化・体制強化に係る提言

(4) 第 11 次現地業務（2027 年 4 月上旬～2027 年 4 月中旬）

- ① C/P 機関および関連機関と、これまでの活動の振り返り、成果の確認を行う。
- ② 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ③ JICA 地球環境部およびインドネシア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 全体業務計画書

活動期間全体で実施する業務内容、成果目標などを関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）や成果目標などを記載。第 1 次現地業務時に作

成し、半年に1度見直し、更新を行う。

・英文1部(+電子データ)(JICA地球環境部(電子データ)、JICAインドネシア事務所(電子データ)、C/P機関へ印刷版1部および電子データ)

※JICA地球環境部およびJICAインドネシア事務所へは電子データのみの提出

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

・英文1部(+電子データ)(JICA地球環境部(電子データ)、JICAインドネシア事務所(電子データ)、C/P機関へ印刷版1部および電子データ)

※JICA地球環境部およびJICAインドネシア事務所へは電子データのみの提出

・和文電子データ(JICA地球環境部、JICAインドネシア事務所)

(3) 専門家業務完了報告書(和文・英文、各2部)

最終現地業務前にドラフト版をJICA地球環境部に提出する。

その後最終版を2027年6月1日(火)までに提出。

体裁は簡易製本とし、電子データと合わせてJICA地球環境部へ提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICAインドネシア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

・ 車両関係費	: 1,000 千円
・ セミナー等実施関連費	: 1,000 千円
・ 旅費・交通費	: 1,100 千円
・ 資料費等作成費	: 500 千円

合計 : 3,600 千円

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、インドネシアの祝日等に留意して提案してください。

② 現地での業務体制

現地ローカルスタッフ1名～2名の雇用を予定しています（防災分野・開発援助分野等における類似業務経験を有するスタッフの雇用を想定）。雇用契約は JICA インドネシア事務所が行います。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：便宜供与あり

エ) 通訳備上：なし

オ) ローカルスタッフの配置：JICA インドネシア事務所がローカルスタッフ1～2名の備上を行う予定です。

カ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

キ) 執務スペースの提供：BNPB 内における執務スペース提供（ネット環境

完備予定)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部防災グループ防災第2チームにて (gegdm@jica.go.jp) 配布します。

- ・ 総合防災政策アドバイザー専門家業務完了報告書 (2020年3月)
- ・ インドネシア国「災害情報の利活用の改善を通じた 防災能力向上プロジェクト」プロジェクト業務進捗報告書 (2024年6月)

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館およびJICAのウェブサイトで公開されています。

- ・ インドネシア国 国家防災庁および地方防災局の災害管理能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12236881.pdf>

- ・ インドネシア国 災害情報の利活用の改善を通じた防災能力向上プロジェクト事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_201600867_1_s.pdf

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240>

[308.html](#)

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上